

<愛光学園同窓会>

平成30年9月 常任理事会 議事録

- 開催日時：平成30年9月14日(金)18:30～
- 開催場所：愛光学園 会議室
- 出席者：別紙

1. 旅費規程、慶弔規程の制定

事務局案を一部修正のうえ別紙のとおり「旅費規程」「慶弔規程」が承認された。

2. 理事会

今年度の理事会開催要領について下記のとおり承認された。

(1) 日時・場所：9月29日(土) ホテルマイステイズ松山

司会進行：宮嶋副会長

(2) 決算報告・・・別紙のとおり

(3) 本部事業報告・・・別紙のとおり

(4) 各支部地区報告

(5) 委員会報告

当日の会議の広報委員会報告の中で、同窓会新ホームページを紹介する予定。

プロジェクターおよびスクリーンの動作確認および料金交渉は小倉が後日、ホテルと調整。また、ホームページの更新を機に、同窓会管理者も末光元会長から39期の後藤庸介氏に変更予定。

(6) 常任理事選任

業務の必要性の観点から、越智会長が後藤氏について常任理事に就任することを報告し、了承された。

3. 総会

今年度の総会開催要領について下記のとおり承認された。

(1) 日時・場所：10月27日(土) 国際ホテル

司会進行：山澤副会長

(2) 講師：樋口建史氏(14期)

(3) 本部事業報告

(4) 支部・地区報告

4. 同窓会だより

9月末には完成し、全理事会で出席者に事前配布、その後、10月初旬に全同窓会員に宛てて到着予定で作業を進める。

5. その他

- (1) 越智会長より、沖縄支部第一回総会に関して参加報告があった。(23 期中本豊会長のもと、25 名参加による盛会)
- (2) 西岡常任理事より、中部地区における同窓会支部設立の状況報告があった。(本年 設立準備会行い、来年第一回総会を開催予定)
- (3) 越智会長より、支部活動の活性化、組織力強化は最重要案件であるが、「支部」定義づけが未だできておらず、野村副会長主催の組織強化委員会での協議が急務との示唆があった。

以上

愛光学園同窓会 旅費規程

第 1 条 本規則は、会長の命により同窓会の用務のため、役員、その他関係者が出張する場合の旅費の支給に関する事項を定める。

第 2 条 旅費の支給対象は、会長が認めたものに限る。

第 3 条 出張者は、事前に目的、日程、交通経路について同窓会事務局に届け出なければならない。

第 4 条 旅費は、原則として最も経済的な経路および方法により移動した場合の実費を支給する。

第 5 条 旅費は次のとおりとする。

- (1) 鉄道運賃については通常普通車料金(含む普通車指定料金)とする。
- (2) 航空運賃については極力割引料金を利用する。但し、松山から主要空港への往復料金については、原則としてそれぞれ次の金額を上限とする。
・東京 (40,000 円)、大阪 (30,000 円)、福岡 (35,000 円)
- (3) その他については通常普通運賃とする。
- (4) 原則としてタクシー利用は認めない。やむを得ず利用した場合は理由を付して請求する。
- (5) やむを得ず宿泊を要する場合については原則として実費とする。但し、東京および政令指定都市については 12,000 円を、それ以外の場合には 10,000 円を上限とする。
- (6) 該当の用務である会議参加費等は実費とする。
- (7) 日当は支給しない。

第 6 条 旅費は原則として立替払いとし、事後、領収証を添えて事務局に請求する。

- 2 領収証の提出が困難な場合には支払証を作成し会長の承認を得て請求する。

3 旅費の請求に関する事項で本規則に定めがない場合は会長の決裁とする。

第7条 本規則の改定は、常任理事会で決議するものとする。

附則 1. 本規則は、平成30年9月15日より施行する。

愛光学園同窓会 慶弔見舞金規程

第1条 本規則は、同窓会会員、その他関係者の慶弔見舞金に関する事項を定める。

第2条 慶事については、本人が叙勲、受賞、表彰などの社会的榮譽を授かった場合、その他同窓会に多大な貢献をした場合とし、その対象先選定および祝意の方法等については常任理事会で決定する。

第3条 弔事については、第4条に定める会員と役員等およびその家族が死亡した場合とし、会長の承認により弔電を贈りまた必要と認められる場合には、弔慰金または供花を贈ることができる。ただし、その旨を常任理事会に報告することとする。

第4条 弔慰金等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 正会員(会費納入者に限る) 弔電、供花(10,000円相当)
- (2) 特別会員(会則第3条) 弔電、供花(10,000円相当)
- (3) 特別会員家族(1親等) 弔電
- (4) 役員等(会則第6条,9条) 弔電、供花(10,000円相当)
- (5) 役員等家族 弔電

【会則】

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学園卒業生及び在学したもので理事会の承認を得た者
- (2) 特別会員 本学園の現・旧教職員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 (2) 副会長 (3) 常任理事 (4) 理事 (5) 監事

第9条 本会に名誉会長、相談役、顧問を置く。

第5条 見舞金については、本人の会務上もしくは会務外の要因による傷病に対して見舞金を贈る。その対象先選定および見舞の方法等については常任理事会で決定する。

第6条 本規則に定めなき事項については、その都度、会長の承認を得て行うことができる。ただし、その旨を常任理事会に報告することとする。

第7条 本規則の改定は、常任理事会で決議するものとする。

附則 1. 本規則は、平成30年9月15日より施行する。

